

公立大学法人周南公立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例制定について

公立大学法人周南公立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例を次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

公立大学法人周南公立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第19条の2第4項の規定に基づき、公立大学法人周南公立大学(以下「法人」という。)の役員の損害賠償責任の限度額を定めるものとする。

(損害賠償責任の限度額)

第2条 法第19条の2第4項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる法人の役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事 2

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。